

1年次生保護者様

鳥取県立境高等学校長
(公印省略)

授業料等の納付について(通知)

令和7年度の授業料及び学校徴収金の徴収計画は下記のとおりですので、毎月納付期限までに納付してください。

なお、口座振替により納付される場合は、振替日の前日までに指定された金融機関の預金口座へ所要の額を入金していただくようお願いします。

記

※5月分の徴収額が遠足参加者(上段)と遠足欠席者(下段)で異なります。

区分	納付期限 (振替日)	納付額(円)			摘要(円)	
		授業料	学校徴収金	計	区分	合計
4月	4月9日まで		20,000	20,000	(学校徴収金内訳)	
(遠足参加者)	5月 5月26日	19,800	12,555	32,355	区分	合計
(遠足欠席者)			10,150	29,950	P T A会費	4,800
5月					クラブ後援会会費	5,000
6月	6月26日	9,900	8,163	18,063	災害共済掛金	1,613
7月	7月28日	9,900	6,700	16,600	高等学校体育連盟負担金	1,400
8月	8月26日	9,900	0	9,900	高等学校文化連盟負担金	900
9月	9月26日	9,900	0	9,900	生徒会費	6,600
10月	10月27日	9,900	0	9,900	生徒会入会金	4,000
11月	11月26日	9,900	0	9,900	模擬試験料	16,210
12月	12月26日	9,900	0	9,900	境考学ファイル代	100
1月	1月26日	9,900	0	9,900	新体力テスト分析	190
2月	2月26日	19,800	0	19,800	家庭科実習費	1,200
3月					学校祭費用	3,000
遠足参加者 計		118,800	47,418	166,218	遠足バス経費(参加者)	2,405
遠足欠席者 計		118,800	45,013	163,813	遠足バス経費(欠席者)	0

(留意事項)

振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

高等学校等就学支援金の受給資格認定該当者は、学校徴収金のみ納付となります。

高等学校等就学支援金の受給資格認定(不認定)通知については、令和7年5月14日付でご自宅に郵送していますので、ご確認ください。

なお、4月に不受給申出書を提出した者及び今回受給資格不認定となった者については、7月に就学支援金の受給資格認定申請を再度提出し、不認定となった場合、高校生等臨時支援金の申請を行うことができます。就学支援金・臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、決定後、就学支援金・臨時支援金相当額を還付する場合があります。詳細についてはおってお知らせします。(高校生等臨時支援金については、本日マチコミメールでお知らせしていますので、ご確認ください。)